

この運用基準は平成 19 年度の高校・専各学校協議会幹事会において、その内容を協議・調整し記載事項を確認した上で制定され、現在もこのまま運用しております。
また、令和 7 年 7 月 23 日の幹事会において「AO 入試」から「総合型選抜」に名称変更されました。

平成19年10月15日

宮城県版 専門学校総合型選抜に関する運用基準

一般社団法人宮城県専修学校各種学校連合会

1. 6月30日以前に可能な事項

(1) 総合型選抜に関する実施要綱を作成すること

実施要綱には以下の事項が明記されていること

- ①アドミッションポリシー(対象となる学生像)
- ②選考方法とその過程の解説
- ③継続的指導が前提になること及びその内容、指導の開始時期と頻度

(2) 総合型選抜に関する実施要綱を公開し、総合型選抜用登録用紙(エントリーシート)を配布すること

2. 7月1日以降に可能な事項

(1) 総合型選抜申込書類の受領と本人意思の確認(総合型選抜用登録用紙その他必要な書類等)

保護者の同意及び高校担任の確認が必要

(2) アドミッションポリシーによる選考

面接、実技、課題・作品提出などによる選考(複数回、組み合わせによる総合的な判断が望ましい)

(3) 総合型選抜の結果伝達

書面による結果伝達及び総合型選抜結果内定書の交付(正式合格通知は 9 月 15 日以降の出願手続書類の受領後になることを明記し、高校担任にも伝達されることが望ましい)

(4) 継続的指導

課題に関する支援・指導・助言、体験授業、聴講、E ラーニング

3. 9月15日以降に可能な事項

(1) 入学に必要な書類の受領(入学願書、高校調査書、選考料などの受領)

(2) 最終選考(上記の出願手続書類による書類選考)

(3) 合格通知

(4) 入学手続(入学時納入金の納入、入学許可証の発行)

この際、総合型選抜で入学する学生が総合型選抜以外で入学する学生と特待生採用、奨学金の受給などの面で不利益を伴わないこと

(5) 継続的指導

課題に関する支援・指導・助言、体験授業、聴講、E ラーニング

4. 一般社団法人宮城県専修学校各種学校連合会の役割

(1) 加盟校における総合型選抜実施校の要綱収集と実態の把握

(2) クレームへの対応

運用基準に沿った指導、改善勧告など

(3) 連合会ホームページ上での総合型選抜の運用基準の公開とその基準に対する質問への対応

(4) 宮城県高等学校進路指導研究会及び関係機関、関連団体との連携

*この基準は平成 21 年度入学生の入試から適用する。

*令和7年7月23日一部改正 「AO 入試」から「総合型選抜」に名称を変更。